

設 計 書

照査印

設計者印

業 務 名 : 放光寺浄水場 1 号洗浄揚水ポンプ整備

業 務 場 所 : 久留米市 山本町豊田 放光寺浄水場

工 期 : 契約締結日の翌日から 2 4 0 日間

施 工 概 要 : 本業務は、放光寺浄水場に設置されている洗浄揚水ポンプの機能維持のため、計画的な整備を実施するものである。

参考数量

洗浄揚水ポンプ整備 (DV-CH 200×150-4Z-637W) 1 台

電動機整備 (37kW, 440V, 4P) 1 台

設 計 部 課 名 : 久留米市企業局上下水道部浄水管理センター

設計金額

総括書

放光寺浄水場 1 号洗浄揚水ポンプ整備

久留米市企業局

P1

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
A. 直接修繕費					
洗浄揚水ポンプ整備	1	台			第1号内訳書
電動機整備	1	台			第2号内訳書
計					
B. 間接修繕費					
(1) 共通仮設費	1	式			
(2) 現場管理費	1	式			
(3) 一般管理費	1	式			
計					
C. 修繕価格					
D. 消費税及び地方消費税の額					
E. 本修繕費					

第1号内訳書

洗浄揚水ポンプ整備（1台あたり）

久留米市企業局

P2

名 称	規格/材質	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
A. 材料費		1	式			第1号明細書
B. 労務費		1	式			第2号明細書
小計						

第2号内訳書

電動機整備（1台あたり）

久留米市企業局

P3

名 称	規格/材質	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
C. 材料費		1	式			第3号明細書
D. 労務費		1	式			第4号明細書
小計						

名 称	規格/材質	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
A. 材料費						
シャフト		1	個			
ライナリング	C A C 4 0 6	2	個			
グラントパッキン		8	個			
封水リング		2	個			
ポンプゲアリング	6 3 0 9 U U シールド形	2	個			
オイルシールその 1		1	個			
オイルシールその 2		2	個			
スリーブ	C A C 4 0 6 右ねじ	1	個			
スリーブ	C A C 4 0 6 右ねじ	1	個			
丸ゴムパッキン	スリーブ用	2	個			
つめ付き座金		2	個			
締切ナット		2	個			
カラー		2	個			
カップリンクホルト		8	個			

第1号明細書

A. 材料費（洗浄揚水ポンプ整備）

久留米市企業局

P5

名 称	規格/材質	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
来歴（修繕）銘板		1	個			
圧力計		1	個			
連成計		1	個			
小 計						

名 称	内 容	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
B. 労務費						
現地整備費	分解・組立, 整備, 清掃, 部品交換, 塗装, 試運転	1	台			
小計						

名 称	規格/材質	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
C．材料費						
ベアリング	6313UU シールド形	1	個			
ベアリング	6312UU シールド形	1	個			
雑材消耗品費	グリース, 塗料, ワニス	1	式			
小計						

名 称	内 容	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
D. 労務費						
工場整備費	搬出・搬入、分解・組立，部品交換， ワニス処理，塗装，試運転	1	台			
小計						

放光寺浄水場 1 号洗浄揚水ポンプ整備

仕 様 書

I. 一般事項

(適用)

第 1 条 本仕様書は放光寺浄水場 1 号洗浄揚水ポンプ整備に適用するものとし、設計書・本仕様書・図面により修繕業務を行うものとする。

(業務場所)

第 2 条 本業務の履行場所は久留米市山本町豊田の放光寺浄水場内とする。

(施工概要)

第 3 条 本業務の施工概要は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 洗浄揚水ポンプ整備 | 1 台 |
| 型式 | : DV-CH 200×150-4Z-637W |
| 製造者 | : (株) 日立製作所 |
| 吐出量 | : 5.5m ³ /min |
| 揚程 | : 30m |
| (2) 電動機整備 | 1 台 |
| 型式 | : TF0-KK |
| 製造者 | : (株) 日立製作所 |
| 出力 | : 37kW (440V, 4P) |

(作業工程)

第 4 条 本業務の対象施設は現在稼動中の施設であり、施工にあたっては監督職員と協議を行い、施設の稼動に影響が出ないように、作業計画を立案し、施工すること。

(技術基準)

第 5 条 本業務で図面及び特記仕様書に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気・機械）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気・機械）」及び「公共建築設備工事標準図（電気・機械）」最新版により施工することを、原則とする。

(使用材料)

第 6 条 本業務で使用する使用材料は、日本工業規格（以下 J I S 規格という）及び日本水道協会規格（以下 J W W A 規格という）に規格化されているものはこれに適合するものを使用すると共に、事前に監督職員の承諾を受けること。

(安全一般)

第 7 条 受注者は施工にあたり、安全に留意して現場管理を行い、災害防止に努めなければならない。

(事故処理及び報告義務)

第 8 条 本業務の施工中に事故が発生した時は、応急措置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び被害の内容等について直ちに監督職員に報告しなければならない。

(施設の損傷)

第9条 受注者は施工にあたり、施設に損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。損傷を及ぼした場合は、受注者の負担で原形に復旧すること。

(整理整頓)

第10条 本業務の施工期間中、機械工具、資材等はその都度整理し、現場内は常に整理整頓しておかなければならない。

(後片付け)

第11条 本業務の完了後は、速やかに不要資材や仮設物を搬出して現場を清掃するものとする。

(廃棄物の処理)

第12条 本業務で発生した廃棄物は、関係法令に基づき、受注者の責任において適切に処分しなければならない。

(提出書類)

第13条 受注者は、以下の書類を提出し、その都度、承認・承諾を得なければならない。

- (1) 着手届 (2) 工程表 (3) 施工計画書 (4) 管理写真
- (5) 整備報告書 (6) 完了届 (7) その他監督職員が指示するもの

(暴力団排除に関する事項)

第14条 受注者は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 暴力団から不等要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 暴力団等から不等要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

(暴力団排除に係る下請契約に関する事項)

第15条 受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もある。
- 2 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

(指示・承認)

第16条 仕様書、設計書、設計図面において、施工上明瞭でない箇所又は疑義を生じた場合は、監督職員と協議の上決定する。また、本設備の目的、機能、保安及び法規上必要なものはすべて、受注者の負担で整備しなければならない。

(履行期間)

第17条 本業務の履行期間は契約締結日の翌日から240日間とする。

Ⅱ．今回整備内容

(1) 洗浄揚水ポンプ整備（今回1台）

①現地作業

- ・洗浄揚水ポンプ分解
- ・洗浄揚水ポンプの部品交換、各種計測、点検
- ・整備後、洗浄揚水ポンプの組み立て
- ・組み立て後、試運転調整

(2) 電動機整備（今回1台）

①現地作業

- ・電動機撤去、工場搬出
- ・整備後の電動機の搬入、据付、試運転調整

②工場内作業

- ・電動機の分解、清掃
- ・ワニス処理、乾燥
- ・消耗部品の交換、組み立て
- ・電動機の絶縁診断

(3) 注意事項

※現場内での油脂・溶剤の取り扱いには注意すること。

※ポンプの内部塗装で使用する塗料は、JWWA規格のものを使用すること。

※今回の整備で交換する部品については、設計書及び図面で指定したものとする。

※水道法等に基づいて、業務実施前に技術員（作業員）の検便検査を実施し、健康状態について報告すること。検査項目は赤痢菌、腸チフス、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌O-157及びサルモネラ菌の5項の検査結果報告書を提出すること。

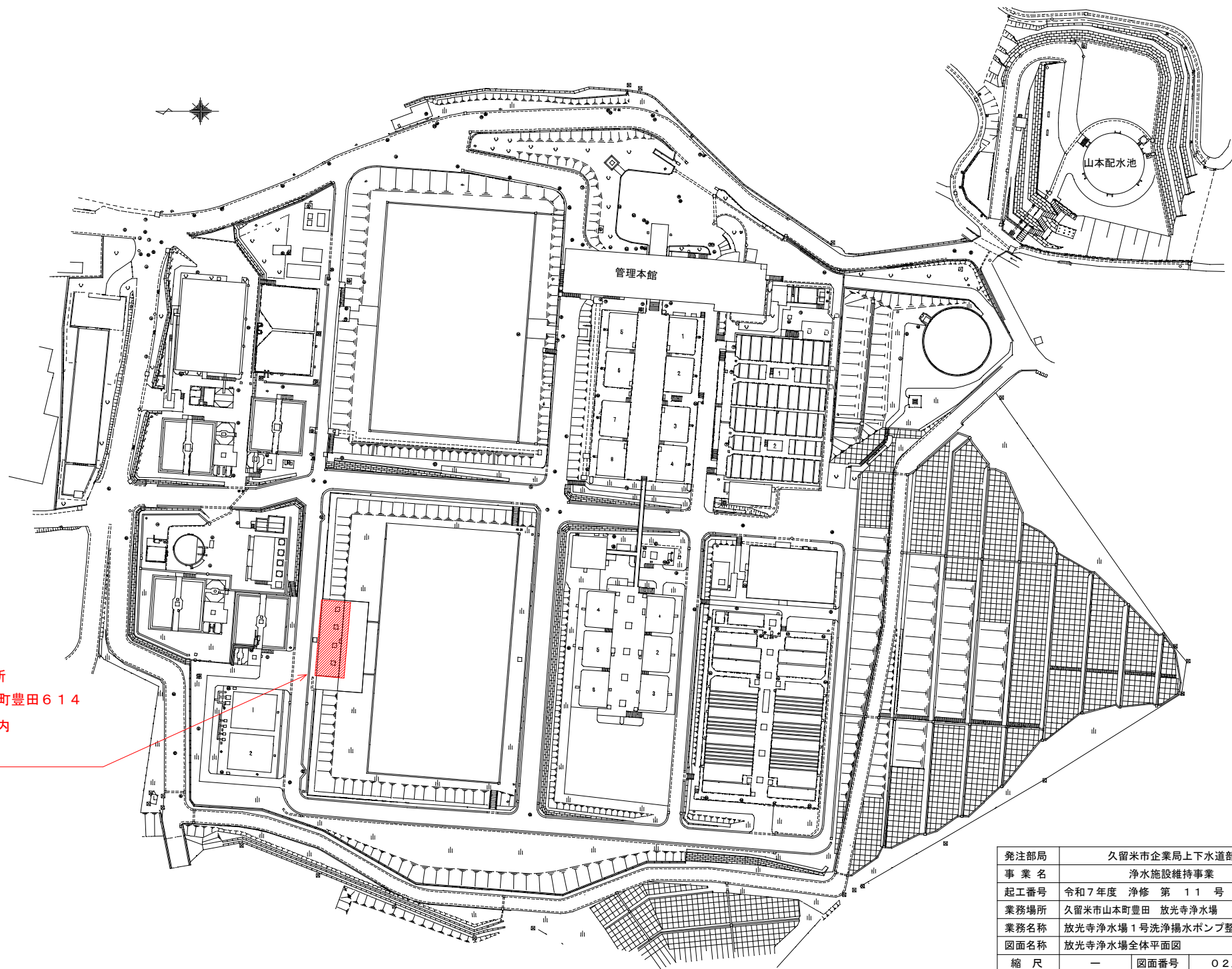
放光寺浄水場 1 号洗浄揚水ポンプ整備

図 面 リ ス ト

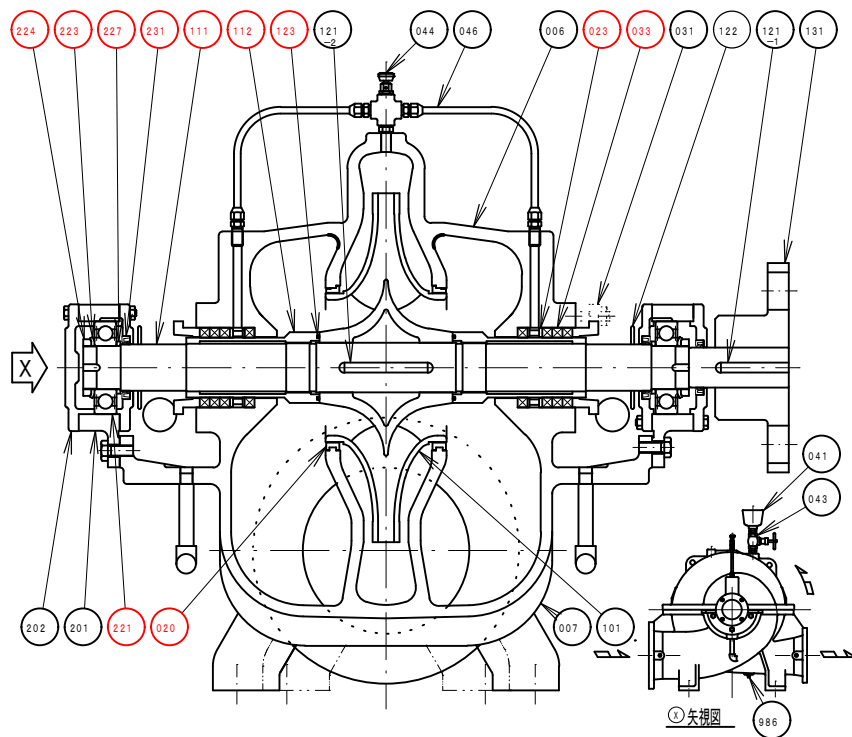
図面番号	図 面 名 称
0 1 / 0 4	図面リスト
0 2 / 0 4	放光寺浄水場全体平面図
0 3 / 0 4	2 系ポンプ棟 1 階・地下 1 階平面図
0 4 / 0 4	洗浄揚水ポンプ構造断面図

発注部局	久留米市企業局上下水道部		
事 業 名	浄水施設維持事業		
起工番号	令和 7 年度	浄 修	第 1 1 号
業務場所	久留米市山本町豊田 放光寺浄水場		
業務名称	放光寺浄水場 1 号洗浄揚水ポンプ整備		
図面名称	図面リスト		
縮 尺	——	図面番号	0 1 / 0 4

◎今回施工場所
久留米市山本町豊田614
放光寺浄水場内
2系ポンプ棟



発注部局	久留米市企業局上下水道部		
事業名	浄水施設維持事業		
起工番号	令和7年度 浄修 第 11 号		
業務場所	久留米市山本町豊田 放光寺浄水場		
業務名称	放光寺浄水場1号洗浄揚水ポンプ整備		
図面名称	放光寺浄水場全体平面図		
縮尺	—	図面番号	02/04



洗浄揚水ポンプ構造断面図

番号	部品名	材質	備考
006	上ケーシング	FC200	
007	下ケーシング	FC200	
020	ライナリング	CAC406	今回交換
023	封水リング	CAC406	今回交換
031	パッキン押え	CAC406	
033	角パッキン	炭化繊維	今回交換
041	呼び水ようご	FC150	
043	玉形弁	CAC406	
044	空気抜きコック	C3601BD	
046	封水管	SUS304	
101	羽根車	CAC402	
111	主軸	S45C	今回交換
112	スリーブ	CAC406	今回交換

番号	部品名	材質	備考
121-1	キ	—	SS400
121-2	キ	—	SUS403
122	水切りつば	ゴム	
123	丸ゴムパッキン	ゴム	今回交換
131	軸継手	FC200	
201	軸受箱	FC150	
202	軸受カバー	FC150	
221	玉軸受	SUJ2	今回交換
223	つめ付座金	SS400	今回交換
224	締付ナット	SS400	今回交換
227	カラー	SS400	今回交換
231	オイルシール	ゴム	今回交換
986	ケーシングドレン	S10C	

発注部局	久留米市企業局上下水道部		
事業名	浄水施設維持事業		
起工番号	令和7年度 浄修 第 11 号		
業務場所	久留米市山本町豊田 放光寺浄水場		
業務名称	放光寺浄水場1号洗浄揚水ポンプ整備		
図面名称	洗浄揚水ポンプ構造断面図		
縮尺	——	図面番号	04/04